

労審発第1121号  
令和元年12月23日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕



複数就業者に係る労災保険給付等について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和元年12月23日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

複数就業者に係る労災保険給付等について

本分科会は、標記について検討を行った結果、下記のと通りの結論に達したので報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和元年12月23日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）

本部会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので報告する。

記

別添のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。